

居宅介護支援サービス重要事項説明書

ゆうすげ介護 居宅介護支援事業所

TEL 077-583-2700

居宅介護支援重要事項説明書

<作成日 令和6年4月1日>

当事業所は介護保険の指定を受けています
(守山市指定第2570700332号)

当事業所は、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容について、次のとおり説明します。

この重要事項説明書は大切に必ず保管してください。

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電話 077-583-2700 FAX 077-583-2798

営業日	月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始12月29日～1月3日までを除く)
営業時間	9時00分から17時00分

*営業日、営業時間以外でもお気軽にご相談ください。
電話(転送)077-583-2700

担 当 ()

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 当事業所の概要

事業所名	有限会社ゆうすげ介護 居宅介護支援事業所
所在地	滋賀県守山市下之郷一丁目2番32-301号
事業所の指定番号	守山市指定第2570700332号
サービスを提供する 通常の事業実施地域	守山市、野洲市、大津市、草津市、栗東市

3 当事業所の法人の概要

名称	有限会社ゆうすげ介護
所在地	滋賀県守山市下之郷一丁目2番32-301号
法人種別	有限会社
代表者	代表取締役 若井 博之

4 当事業所の従業員

	員数	業務内容	勤務体制
管理者兼 介護支援専門員 (主任ケアマネ)	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務管理 ・ 居宅サービス計画 ・ 指定居宅サービス計画等の連絡調整 	常勤
介護支援専門員	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画 ・ 指定居宅サービス計画等の連絡調整 	非常勤

5 事業の目的および事業の運営の方針

事業の目的	<p>要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。</p>
事業の運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう、配慮します。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。又、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介する様求める事ができます。利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。 4. 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、保健医療等との連携に努めます。 5. 上記の他「守山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年3月23日条例第8号）」を遵守します。

6 提供するサービスの内容

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	利用者とともに、必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。
サービスの実施状況および課題の把握	1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員が利用者のお宅に伺って、サービス内容が適切かなどについて話し合います。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類について調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。
要介護（要支援）認定等の協力、援助	利用者が要介護認定、要支援認定の変更や、更新認定を受けるについて申請を代って行ったり、その他必要な援助を行います。
利用者からの相談の対応	介護保険や介護に関する事なら、何でもご相談をお受けします。

7 利用料金

下記のような料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月 20 日までに請求書を発行して前月分を請求しますので、10 日以内にお支払いください。お支払い後、領収書を発行いたします。

支払い方法は、現金払い、銀行振込、銀行等口座からの振替（引落し）の方法が選択できます。

サービス 利用料	別紙のとおりです。（別紙 1）
交通費	利用者のお宅が当事業所の通常の事業実施地域以外にあるとき、公共交通機関を利用した場合実施地域を超えた分の実費、車を使用した場合 1 回 500 円をご負担いただきます。

8 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、いつでも変更できます。
お気軽に事業所などにご相談ください。

9 解約

- ① 利用者は当事業所に対して、「解約の通知」を解約する日までに事業所に届け出ていただくことによって、この契約を解除する事ができます。
ただし、緊急の入院など、やむをえない場合はこの限りではありません。
- ② 当事業所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日 1 ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど利用者が続けて、滞りなく介護保険のサービスを受けることができるように手配します。

10 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
介護保険施設へ入所するにあたっては、必要な支援をおこないます。
- ② 利用者が要介護でなくなった場合
地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援をおこないます。
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合

11 プライバシー（個人情報）の保護・人権への配慮

当事業所がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などの利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

人権への配慮等、事業所の責務として、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため責任者を設置等必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修の機会を確保します。

居宅サービス従業者又は養護者（現に世話をしている家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市に通報させていただきます。

12 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に賠償をいたします。

13 相談・苦情窓口

ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なく申し出てください。

① 相談・苦情受付窓口

苦情受付担当者 黒木 一雄
電話 077-583-2700
FAX 077-583-2798

② 行政機関その他苦情受付機関

守山市役所介護保険課	所在地 守山市吉身2-5-22 電話番号 077-582-1127 (直)
野洲市役所介護保険課	所在地 野洲市小篠原2100-1 電話番号 077-587-6074 (直)
栗東市役所長寿福祉課	所在地 栗東市安養寺1-13-33 電話番号 077-551-0281 (直)
大津市役所介護保険課	所在地 大津市御陵町3-1 電話番号 077-528-2753 (直)
草津市役所介護保険課	所在地 草津市草津3-13-30 電話番号 077-561-2369 (直)
滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地 大津市中央4丁目5-9 電話番号 077-522-0065 (直)
滋賀県運営適正化委員会	所在地 草津市笠山7丁目8-138 電話番号 077-567-4107

14 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対する居宅支援活動中に事故が発生した場合には、速やかに市町、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

15 非常災害対策

当事業所は、非常災害の発生の際にその業務が継続出来るよう、他の居宅支援事業所及び、社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

16 業務継続計画

災害や感染症が発生した場合でも、利用者が継続して居宅サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修や訓練を実施します。

17 衛生管理

感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し研修や勉強会等を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

18 その他

利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、対象期間に事業所において作成した居宅サービス計画について、(別紙2)に公表しています。

本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者 滋賀県守山市下之郷一丁目2番32-301号
有限会社 ゆうすげ介護
代表取締役 若井 博之 印

事業所 滋賀県守山市下之郷一丁目2番32-301号
有限会社 ゆうすげ介護 居宅介護支援事業所
管理者 金澤 啓子

説明者 有限会社 ゆうすげ介護 居宅介護支援事業所

氏名 印

私は、本書面により重要な事項の説明を受け承諾しました。

年 月 日

本人 住所.....

氏名.....印

代理人 住所.....

氏名.....印

(続柄.....)

居宅介護支援業務について、当事業所が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、全額が保険給付となるため、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、利用者より下記の料金をいただきます。利用者は、当法人が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって差額の払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援費（1ヶ月あたりの概算）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅介護支援費Ⅱ(i) (1ヶ月あたりの単位数、①)	1,086 単位		1,411 単位		
1ヶ月あたりの総額 (①×10.42 円)	11,316 円		14,702 円		

当事業所利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合その金額が加算されます。

初回加算	300 単位	3,126 円/月	新規に居宅介護支援を行った場合 要介護状態が2区分以上変更され、居宅介護支援を行った場合	
入院時情報連携加算Ⅰ	250 単位	2,605 円/月	利用者が病院等に入院される際に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 (加算Ⅰは入院当日中、加算Ⅱは入院3日後までの情報提供)	
入院時情報連携加算Ⅱ	200 単位	2,084 円/月		
退院・退所加算（入院または入所期間中につき1回）			利用者が病院や施設から退院・退所されるに当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受け、居宅サービス等の利用調整を行った場合	
カンファレンス 参加なし	連携1回	450 単位		4,689 円
	連携2回	600 単位		6,252 円
カンファレンス 参加あり	連携1回	600 単位		6,252 円
	連携2回	750 単位		7,815 円
	連携3回	900 単位	9,378 円	
通院時情報連携加算 (1ヶ月に1回)	50 単位	521 円	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、得られた情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合	